

議案第 6 号

亀山市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について

亀山市立幼稚園保育料徴収条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 26 年 2 月 27 日 提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例

亀山市立幼稚園保育料徴収条例（平成17年亀山市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次の1号を加える。

- （4）前3号以外の世帯で、園児に園児その他の教育委員会規則で定める児童である兄若しくは姉が1人以上いる世帯又は園児に小学校1年生から3年生までの兄若しくは姉がいる世帯

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。